

病院の新規開設に係る手続きの適正化について

○北部保健福祉事務所（大崎保健所） 主事 佐藤 知士

Key words: 医療法・放射性同位元素（RI）・広報体制

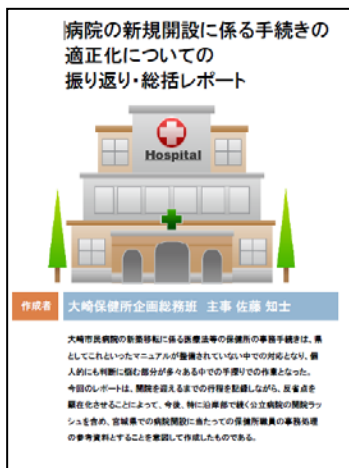
I はじめに

宮城県震災復興計画の「再生期」にあたる平成26年度から平成29年度にかけては、沿岸部の公立病院を中心として、病院の新築ラッシュが訪れる。その際の事務手続きを、県としてスムーズかつ的確に進められるよう、当所管内の病院開設手続きをモデルケースとして、留意すべき点や工夫した点をレポート化し、情報の共有を図ったもの。沿岸部の病院建設の前に、「せっかくだから、なかなか携わることのない『新病院開院』の機会を十分に活かし、他保健所の担当者にもノウハウを還元すべきではないか？」と考えたことが、今回の活動のきっかけとなっている。

II 活動内容

大崎保健所では、平成26年5月下旬から6月中旬にかけて病院使用前検査を実施し、その後6月28日（土）に、移転オープン（外来については7月1日）を迎えた。（実際に検査を行うまでに、およそ1年前から準備期間を設定し、定期的な協議を重ねた。）

使用前検査を行う中で、大小様々な問題点が生じたことから、後日、それらの問題点をあらためて整理し、「振り返り・総括レポート」としてまとめた上で、管内各保健所の医務担当班及び主務課である医療整備課（医務班）宛てに参考資料として送付した。レポートの中では、抽出された課題を大きく六つに分けて、



- ① 「開設許可申請の時期について」
- ② 「既存病院からの新築移転について」
- ③ 「病院の構造設備について」
- ④ 「使用前検査の実施方法について」
- ⑤ 「広報体制について」
- ⑥ 「県関係セクションとの連携について」

というテーマ毎に、課題と改善点を論じた。

実際に「レポートにまとめる」という行為の中で、検査の渦中では体系立てて考えることが難しかった問題の所在を明らかに出来たと感じている。

～振り返り・総括レポートのイメージ図～

III 考察

実際に使用前検査を行い、その過程をレポートとしてまとめる中で、解決すべき改善点が多数表出したが、その中でも特に、「病院使用前検査に係る県としての統一的な検査基準の欠如」が最も重大な問題であるとの結論に至った。統一的な検査基準がなければ、管轄保健所毎に確認するポイントやウエイトにバラつきが出るため、県としてのバランスが取れない。また、「新病院の建設」というイベントは、頻繁に起こるものではなく、医務担当としての在職中に、一度もその機会が巡ってこない職員も多いことから、「そもそも検査の際に何処へ着目すれば良いのか分からない」というケースが一般的なのだと思われる。よって、人が動いても検査の質に差が出ることのないような、「県としての普遍的な基準」の策定が求められると考える。

IV 結論

考察したとおり、「病院使用前検査の基準（マニュアル）」の策定が必須である。併せて、医療に関連するハードは特に厳重な管理を必要とする分野であることから、その構造設備に対応する知識についても、ポイントを絞ってマニュアル化すべきであると感じた。また、何よりも大事なのは「受益者である県民のために、保健所として最善の検査を行うためにベストを尽くす」姿勢を持つことであり、そのための具体的な体制作りが求められる。

VI 引用・参考文献

特になし。医療法及び医療法施行規則に基づいた検査であることから、関連法制をかなり細かい部分まで読み込むこととなった。医務担当者については、なるべく広く深く、医療法及び関連諸法についての知識を蓄える必要があると感じている。